

合で、これらの学年のいづれかの生徒の数が四人を超えるときを除く。) 小学校又は中学校の特別支援学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計が、(ハ)二、(二)三、(三)四の場合は

業時数及び児童又は生徒の数、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において行われる少數の児童又は生徒による構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び児童又は生徒の数、小学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程において開設される選択教科の数及び授業時数並びに当該選択教科の履修に係る生徒の数、小学校又は義務教育学校の前期課程において行われる専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導に係る授業時数及び児童の数その他の事情を勘案して教頭及び教諭等を置くことについての配慮を必要とする認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。
(養護教諭等の数の算定)

第四条 法第八条第三号の政令で定めるところにより算定する数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）が存しない市（特別区を含む。第七条第一項各号を除き、以下同じ。）町村で二学級以下の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）又は中等教育学校の前期課程を設置するものの数に一を乗じて得た数

二 医療機関が存しない離島地域（島の全部又は一部の地域で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づく離島振興対策実施地域の指定に係るもの、奄美群島振興開拓特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島の地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の地域をいう。）で当該離島地域内に二学級以下の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存するもの（以下この号において「小規模校所在離島地域」という。）の数に一を乗じて得た数を減ずるものとする。

都道府県又は市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る前項各号に規定する学級の数は、法第三条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準により算定するものとする。

3 指定都市の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る第一項各号に規定する学級の数は、法第四条第二項の規定により指定都市の教育委員会が編制した学級の数とする。

（事務職員の数の算定）

第五条 法第九条第四号の政令で定める者は、市町村の教育委員会が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者のうち生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国への援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条各号に掲げる費用等の支給を当該市町村から受けるものに限る。）とする。

2 法第九条第四号の政令で定める小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）又は中等教育学校の前期課程は、同号に規定する児童又は生徒の数が百人以上の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で、当該数のその学校における児童又は生徒の総数に対する割合が百分の二十五以上であるものとする。（法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導）

第六条 法第十一条第一項第五号の政令で定める特別の指導は、日本語に通じないことによる學習上又は生活上の困難を克服するために、日本語を理解し、使用する能力に応じて行われる特別の指導であつて、特別支援学校の小学部又は中学部の児童又は生徒のうち当該指導を文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行わるものとする。

（教職員定数の算定に関する特例）

一 平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第一条第二項の規定によりなお努力を有することとされる同法（以下この号において「旧合併特例法」という。）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成十八年三月三十日までに行われ、かつ、旧合併特例法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものがあること。

二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が令和十二年三月三十一日までに行われ、かつ、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対しても該事情に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

二 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、心身の健康を害している児童又は生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第八条の規定により栄養教諭等（同条に規定する栄養教諭等をいう。第九条第一項において同じ。）の数を算定する場合にあつては、共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。第六条及び第九条第一項において同じ。）に係る小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程とする。において、著しく肥満している児童又は生徒その他の飲食に關する特別の注意が必要である児童又は生徒に對して食生活の改善のための特別の指導が行われる場合には、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第八条の二 法第五十三条の二の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の状況並びに当該学校的規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校が当該要請に応じて同条の責務を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備

備を行なうことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める法第五条第四号の政令で定める事情は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）を置く小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該主幹教諭の職務の内容並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他組織及び運営の状況を勘案し、当該学校の効果的かつ効率的な運営を図るため、当該主幹教諭がその校務の整理に係る職責を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条の規定により算定した数に加えるものとする。

法第十五条第五号の政令で定める事情は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校を含む複数の義務教育諸学校において多様な人材の活用、情報化の促進等により多様な教育が行われる場合に当該学校がそのための事務処理の拠点となつていることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、同号に規定する共同学校事務室が置かれている学校及び当該拠点となつている学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条の規定により算定した数に加えるものとする。

法第十五条第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第二号）第二十五条第一項の指導改善研修を受けていることとし、法十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条から第九条まで又は第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。

にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは「一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。」法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項、附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。附 則（昭和三五年一月三〇日政令第五号）

3
ら第四条までの規定及び附則第十項の規定によ
る改正後的小笠原諸島の復帰に伴う文部省関係
法令の適用の暫定措置に関する政令（昭和四十四
年政令第二百三号）第四条の規定は、昭和四
十四年四月一日から適用する。

（小中学校教職員定数の標準に関する経過措置）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律の一部を改正する法律附
則第三項の政令で定める特別の事情がある都道府
県は、次項から附則第六項までの規定のいづれ
かに該当する都道府県とし、当該都道府県の
附則第三項の政令で定める小中学校教職員定
数の規定となる数は、昭和四十八年四月一日
より昭和二十三年三月三十日までの間は、

き養護教諭等の数は、当該乗じて得た数とする。

（事務職員の数）
6 法第九条の規定により算定した事務職員の数
が、文部省令で定めるところにより算定した昭
和四十七年度の事務職員の数に百分の九十八・
二五を乗じて得た数を下ることとなる都道府県
にあつては、当該都道府県の区域内の公立の小
学校及び中学校に置くべき事務職員の数は、当
該乗じて得た数とする。
7 (端数計算)
前項の規定により算定する場合において、
一未満の端数を生じたときは、一に切り上げ

附 則（昭和三十六年一月三〇日政令第一六号）
この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（法第十七条第二項の政令で定める者）
一 指算しようとする教師及び教諭等の数
二 講師の週当たり勤務時間数による区分こと
に当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る
講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除
して得た数

附 則（昭和三九年九月八日政令第二九七号）
この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

第十一条 法第十七条第一項の政令で定める者は、
次に掲げる講師（地方公務員法第二十二条の二
第一項第一号に掲げる者に限る）とする。
一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭四三十二年法律第二百二十九号) 第四十ニ

(施行期日)
六号
この政令は、公布の日から施行し、改正後の
第一条、第二条及び第四条の規定並びに附則第
二項から第十一項までの規定は、昭和三十九年
五月一日から適用する。

の教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施するため配置される講師前号に掲げる者のほか、市（指定都市を除く。）町村における学校教育の振興を目的と

附 則（昭和四〇年三月三一日政令第八七号）

して配置される講師のうち当該都道府県における教職員の配置の適正化を図ることを目的としたもの

附 則（昭和四十年三月二九日政令第五号）抄
この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（文部科学省令への委任）
第十一條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施について必要な事項は、文部科学省令で定める。

六号)抄
この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
二〇〇〇年四月一日から施行（第一条）

○号) 拷
一 この政令は、昭和四十三年四月一日から施行
する。

この政令は、公布の日から施行し、第一項、附則第二項、附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の規定は、昭和三十三年五月一日から適用する。

附 則（昭和四四年五月一五日政令第一
一七号）抄

附則(昭和三四年一月二八日政令第九)

2 改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第一条か

附則別表	項	算式
	一	小中学校校長教諭等新法定 数 $\times \frac{(\text{a} / \text{A})}{(\text{a} / \text{A})} + (1 -$
	二	小中学校養護教諭等新法定 数 $\times \frac{(\text{b} / \text{B})}{(\text{b} / \text{B})} + (1 -$
	三	小中学校事務職員新法定 数 $\times \frac{(\text{c} / \text{C})}{(\text{c} / \text{C})} + (1 -$
	四	小中学校事務職員新法定 数 $\times \frac{(\text{d} / \text{D})}{(\text{d} / \text{D})} + (1 -$
	五	特殊教育諸学校教職員新法定 数 $\times \frac{(\text{e} / \text{E})}{(\text{e} / \text{E})} + (1 -$
備考	一	$(\text{a} / \text{A}) \times (596 / 1000) + X$
	二	$(\text{b} / \text{B}) \times (352 / 1000) + Y$
	三	$(\text{c} / \text{C}) \times (387 / 1000) + Z$
	四	$(\text{d} / \text{D}) \times (279 / 1000) + W$
	五	$(\text{e} / \text{E}) \times (645 / 1000) + V$

三の二 X 中学校における生徒指導体制の整備に関し特別の配慮を必要とすると認められる事情を考慮して文部大臣が定める数

四 小中学校養護教諭等新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数

五 B 昭和五十五年五月一日現在により法第八条に定めるところにより算定した数

六 b 昭和五十五年五月一日現在により旧法第八条に定めるところにより算定した数（当該算定した数が改正法第三条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）以下「旧昭和四十九年改正法」という。）附則第四項に規定する養護教諭等旧標準法基礎定数及び旧法第八条第二号に定めるところにより算定した数との合計数を下る都道府県にあつては、当該合計数と義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令（以下「限度政令」という。）附則第九項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定めた数（養護教諭及び養護助教諭に係るものに限る。）との合計数六の二 Y 法第八条第一号に掲げる小学校及び中学校並びに同条第三号に掲げる市町村等の数の増加等の事情を考慮して文部大臣が定める数

七 小中学校学校栄養職員新法定数 法第八条の二に定めるところにより算定した数

八 C 昭和五十五年五月一日現在により法第八条の二に定めるところにより算定した数

九 c 昭和五十五年五月一日現在により旧法第八条の二に定めるところにより算定した数（旧昭和四十九年改正法附則第五項に規定する都道府県にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第二百十八号）附則第五項に定めるところにより算定した数）

九の二 Z 児童又は生徒の数の減少のため学校給食の実施に関し特別の配慮を必要とすると認められる事情等を考慮して文部大臣が定める数

十 小中学校事務職員新法定数 法第九条に定めるところにより算定した数

十一 D 昭和五十五年五月一日現在により法第九条に定めるところにより算定した数

旧法第九条に定めるところにより算定した数（当該算定した数が昭和四十九年改正法附則第六項に規定する事務職員旧標準法基礎定数と旧法第九条第二号及び第三号に定めるところにより算定した数の合計数とを合計した数を下る都道府県にあつては、当該合計した数と限度政令附則第九項の規定に基づき文部大臣が大蔵大臣と協議して定めた数（事務職員に係るものに限る。）との合計数）

十二の二 W 法第九条第一号に掲げる小学校及び中学校の数の増加等の事情を考慮して文部大臣が定める数

十三 特殊教育諸学校教職員新法定数 法第十条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数

十四 E 昭和五十五年五月一日現在により法第十条に定めるところにより算定した数から、改正法の施行の日から昭和五十六年三月三十日までの間の特殊教育諸学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数を減じた数

十五 e 昭和五十五年五月一日現在により旧法第十条に定めるところにより算定した数2 1の一、四及び十に掲げる数を算定する場合においては、学級の数は、法第三条第一項及び第二項の規定（同学年の児童又は生徒で編制する学級（以下「単式学級」という。）にあつては、附則第三項の規定）による学級編制の標準により算定した学級数によるものとし、1の二、五及び十一に掲げる数を算定する場合においては、学級の数は、法第三条第一項及び第二項の規定（単式学級にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第四十八号）による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「旧改正令」という。）附則第三項の規定）による学級編制の標準により算定した学級数によるものとし、1の三、六及び十二に掲げる数を算定する場合においては、学級の数は、旧法第三条第一項及び第二項の規定（單式学級にあつては、旧改正令附則第三項の規

級数によるものとする。

附 則 (昭和五六年三月二七日政令第四八号)
この政令は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月二六日政令第三三号)
この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日政令第七八号) 抄
(施行期日)
この政令は、法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

附 則 (昭和五八年三月一五日政令第三〇号)
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月二一日政令第四一號)
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月二四日政令第四八号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六一年三月二七日政令第六号)
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月一七日政令第一四号) 抄
この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二七日政令第四四号)
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

ことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

る。この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附則（令和六年三月二九日政令第一〇五号）

五号 附則 〔令和六年三月二九日政令第一〇

る。この政令は、令和六年四月一日から施行す

八 これが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校の教職員が標準法第十五条第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われている場合又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている場合にあつては、当該

附則（平成三〇年三月三〇日政令第九

公立の小学校等に置くべき養護教諭等（標準去第八条に規定する養護教諭等を、う。）の教る数

は、同条に規定するところにより算定した数とする。

（公立の小学校等（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場等を含む。）に置くべき栄養教諭等（標準法第八条の二に規定する栄養教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

この政令は、令和二年四月一日から施行す

附則（令和二年三月三〇日政令第八八八）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一三
六号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、令和三年四月一日から施行す
る。号

○附 則（令和四年三月二十五日政令第一〇〇号）

この政令は、令和四年四月一日から施行す

附 則（令和四年三月三〇日政令第一二九号）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行す
る。(施行期日)

五 公立の特別支援学校の小学部及び中学部について、当該学校の教職員が標準法第十五条

附則（令和五年三月三〇日政令第一〇一号）